

令和5年第8回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和5年12月7日(木)

午前 9時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 議案第54号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第55号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第56号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第57号 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第58号 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第59号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第61号 永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第62号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第63号 永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第10 議案第64号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第65号 永平寺町介護認定審査会条例の制定について
- 第12 議案第66号 永平寺町地域密着型サービス運営委員会条例の制定について
- 第13 議案第67号 永平寺町民生委員推薦会条例の制定について
- 第14 議案第68号 永平寺町高齢者虐待防止ネットワーク会議条例の制定について
- 第15 議案第69号 永平寺町障害者地域自立支援協議会条例の制定について
- 第16 議案第70号 永平寺町地域ケア推進会議条例の制定について
- 第17 議案第71号 永平寺町国民健康保険運営協議会条例の制定について

- 第18 議案第72号 永平寺町環境審議会設置条例の制定について
- 第19 議案第73号 永平寺町公民館運営審議会設置条例の制定について
- 第20 議案第74号 永平寺町文化財保護審議会設置条例の制定について
- 第21 議案第75号 永平寺町図書館協議会設置条例の制定について
- 第22 議案第76号 永平寺町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第23 議案第77号 永平寺町附属機関整備に伴う関係条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第24 議案第78号 永平寺町附属機関整備に伴う関係条例等を廃止する条例
の制定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

- 1番 酒井圭治君
- 2番 長岡千恵子君
- 3番 川崎直文君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君
- 10番 齋藤則男君
- 11番 上田誠君
- 12番 松川正樹君
- 13番 楠圭介君
- 14番 中村勘太郎君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	北川善一君
教育	長	室秀典君
消防	長	宮川昌士君
総務課	長	吉川貞夫君
契約管財課	長	竹澤隆一君
防災安全課	長	吉田仁君
財政課	長	多田和憲君
総合政策課	長	清水智昭君
住民税務課	長	原武史君
会計課	長	石田常久君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	島田通正君
農林課	長	黒川浩徳君
商工観光課	長	江守直美君
建設課	長	家根孝二君
えい住支援課	長	深水正康君
上下水道課	長	勝見博貴君
学校教育課	長	山口健二君
生涯学習課	長	朝日清智君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局	長	清水和仁君
書	記	酒井春美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところご参集をいただきまして、ここに1日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第54号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、議案第54号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題といたします。

理事者から令和5年度12月補正予算説明書を頂いております。

また、去る11月20日には詳細説明を受けております。これらに基づき十分なるご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） おはようございます。

議案第54号、一般会計補正予算について補足説明をいたします。

議案書の22ページをお願いいたします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費の報酬、給料、職員手当等、共済費につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額及び人事異動に伴う増減でございます。なお、これ以降は人件費のご説明は省略させていただきます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、23ページの負担金、補助及

び交付金のうち、派遣職員負担金553万1,000円につきましては、県から派遣されている職員の人件費の町負担分、地域公共交通燃料価格高騰対策支援補助金591万1,000円につきましては、沿線市町によるえちぜん鉄道に対する燃料価格高騰対策支援でございます。積立金856万円につきましては、10月までに企業版ふるさと納税でいただいた寄附金を、ふるさと応援基金に積み立てるものでございます。

24ページ、項2徴税费、目2賦課徴収費、償還金、利子及び割引料170万円につきましては、令和4年度の税額更正による還付金でございます。

26ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、負担金、補助及び交付金のうち、新婚新生活支援金280万円につきましては、若者の結婚に対する支援、介護サービス継続支援交付金522万4,000円につきましては、町内の社会福祉事業所に対する電気料や食材の価格高騰に対する支援でございます。

27ページ、目3心身障害者福祉費602万8,000円につきましては、令和4年度に交付を受けました国庫負担金につきまして、事業の精算に伴い余剰分を返還するものでございます。

目4老人福祉費、繰出金499万9,000円につきましては、介護給付費負担金の増額見込み分7万5,000円、及び職員人件費やシステム改修費などの事務費分492万4,000円を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

目5後期高齢者医療費673万8,000円につきましては、後期高齢者広域連合への事務費負担金の減599万6,000円と療養給付費負担金の増1,273万4,000円の差引きでございます。

28ページ、項2児童福祉費、目3児童措置費、扶助費1,137万7,000円につきましては、これまでの実績及び今後の見込みによる子ども医療費助成の増額でございます。償還金、利子及び割引料316万3,000円につきましては、令和4年度分の子育て世帯生活支援特別給付金の返還金でございます。

目4児童福祉施設費、29ページの需用費178万2,000円につきましては、御陵幼児園の空調設備を切り替えたことにより、ガス料の増及び各幼児園のプール遊びの再開による水道量の増、また施設老朽化による修繕料の増でございます。

31ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、扶助費121万4,000円につきましては、コロナ予防接種に起因する健康被害の認定を受けた方

への給付金でございます。

32ページの款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、負担金、補助及び交付金のうち、農業用肥料価格高騰対策支援事業補助金1,549万7,000円につきましては、農業用資材の物価高騰対策として反当たり2,000円を補助するものでございます。儲かるふくい型農業総合支援事業補助金444万3,000円及び中山間農業集落支援事業補助金315万1,000円につきましては、農事組合法人の農業用機械購入に対する補助金、農業経営収入保険加入促進事業補助金140万円につきましては、保険料の3分の1を補助するものでございます。

目4農地費、工事請負費150万円につきましては、地区要望のうち今年度中に施工する必要がある2件に対応するための費用でございます。

33ページ、項2林業費、目3林道費171万8,000円につきましては、当初予算で計画しておりました2件ののり面工事につきまして、大雨対策のため施工範囲を拡大するものでございます。

34ページの款7商工費、項1商工費、目3観光費324万円につきましては、企業版ふるさと納税で寄附を受けました、360万の9割を門前再生事業に補助するものでございます。

35ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、委託料518万1,000円につきましては、国の追加補正を受け、来年度に予定しておりました橋梁点検の一部を前倒しで実施するものでございます。

項4都市計画費392万6,000円につきましては、下水道事業特別会計の人件費増額分を繰り出すものでございます。

39ページの款10教育費、項5社会教育費、目2公民館費、工事請負費130万円につきましては、松岡公民館の非常用放送設備に不具合が生じたので更新を行うものでございます。

41ページの款15災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目3林道災害復旧費、委託料555万5,000円につきましては、松岡小学校ののり面崩壊につきまして、工法を選定するための予備的地質調査を行う費用でございます。工事請負費5,093万3,000円につきましては、8月4日の専決で設計委託料をお認めいただきました12件の工事に要する費用、及び県単治山工事として認められた2件の追加工事に要する費用でございます。

以上、議案第54号の補足説明とさせていただきます。お願いします。

- 議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき課ごとに審議を行います。
総括質疑は課ごとの審議終了後、第1審議の終了前にお諮りいたしますので、
よろしく願いいたします。
それでは、議会事務局関係、一般会計予算説明書7ページを行います。
補足説明を求めます。
議会事務局長。
- 議会事務局長（清水和仁君） それでは、議会事務局分の補足説明をさせていただきます。
7ページ左側、議会費の議員報酬の事業でございますけれども、これは先ほど
財政課長が説明しました人件費の増のうち、議員分の期末手当の増額分でございます。
以上、説明といたします。よろしく願いいたします。
- 議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。
質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（中村勘太郎君） なければ次に、総務課関係、7ページから9ページを行います。
補足説明を求めます。
総務課長。
- 総務課長（吉川貞夫君） では、総務課関係を申し上げます。
説明書8ページ、9ページにおかれましては、給与改定に伴う、あと職員人事
異動に伴う増減分を科目別に掲載していますので、よろしく願いします。
また、給与改定における人件費の増でございますが、改定の増につきましては、
職員、会計年度職員含めて全体で4,203万1,000円となっております。
このうち職員分では1,836万2,000円、会計年度職員分で2,366万
9,000円となっております。
また、条例改正の際ご質問ございました給与改定の中に物価高騰分がいうこと
がありましたが、調べたところ、民間の春闘の中では賃金アップ、物価高騰分も
含めてのということがありましたので、人事院勧告は官民格差是正ということ
でありますので、この給与改定には物価高騰分も含めた形とっておりますので、
よろしく願いします。
以上、補足説明を終わります。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○6番（金元直栄君） 人事院勧告に基づく職員の賃金アップでありますけれども、会計年度任用職員については割と実数が出てきていて割りやすいのですが、一般職員については1人当たりどうなっているのか、というのがこの表では計算できないというのですか、ということがあるので、一般職員、会計年度任用職員それぞれ1人当たりどれくらい引上げになるのかだけ示していただきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 平均でございますが、人件費、給料、職員手当、共済費を含めた形で申し上げます。

職員分1人当たり7万4,195円、会計年度職員が9万6,215円となっております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 一般職員のほうが1人当たりの給与総額では平均で大分多いと思うのですが、会計年度任用職員のほうが今回多くなっている。その説明をもう少し分かりやすくしていただくとありがたいと思えますが。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 今回の人事院勧告の特徴でございます月例給の見直しで、若年層初任給及び若年層の月例給を大幅に上げたということでございまして、例えば1級の平均改定率が全体平均は1.1%ですけど、1級の場合には5.2%で5級以上が0.3%、引上げ率が大幅下がります。大卒、高卒程度の初任給を1万2,000円ほど上げる、こういう改定がございました。

会計年度職員の場合には一般職の1級の給料表を準用しているということがありますので、会計年度職員のアップが大幅だったということでございます。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。——はい。

なければ次に、防災安全課関係、10ページを行います。

補足説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 補足説明はございません。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、総合政策課関係、10ページから11ページを行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） それでは、10ページの右側をお願いします。

公共交通事業です。地域公共交通燃料価格高騰対策支援補助金591万1,000円につきましては、先ほど申しましたとおり、電気料の高騰の影響を受けたえちぜん鉄道に対する支援補助金の補正をするものでございます。

全体の影響額につきましては、6,568万3,000円に対しまして2分の1を福井県が負担しまして、控除後の額に対しまして沿線5市町で負担します。永平寺町の負担分は18%となりまして、591万1,000円を補助するというものでございます。

それでは、11ページの左側をお願いします。

デマンド型公共交通の促進事業につきましては財源組替えとなります。

説明は以上とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 11ページの今の財源組替えの件ですけれども、これ県の補助がついたということですが、当初には固まらないということになるのですか。そうすると、今後もつくつかないかというところは年度途中で分かってくるという、ある意味、その財源確保というのは当初から見込めない、少し不安要素があるということになるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） この事業につきましては、毎年、当初から見込まれたのですが、本年度につきましては、知事選挙がございまして、肉づけのほうで予算化されたということで、この時期になったということでございます。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） この補助金に限らず、基本的に内示なり交付決定を受けてから予算化するように、ほかの事業も含めて考えております。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君）　とはいっても、なかなか財政当局としてはある程度見込みがなければいけないと思うのですが、それはいわゆる当初の出す時点である程度の、内諾という言い方が適当なんかは分かりませんが、そういうものをもらうということになるのですか。

○議長（中村勘太郎君）　財政課長。

○財政課長（多田和憲君）　補助金の申請といいますか協議につきましては、前年度の大体5月、6月頃に第1回目の打合せをします。県とですね。秋頃にもう1回受けまして、翌年の春頃ですかね、内示が来るのは。ですので、当初予算では要求した分といいますか、の補助金は計上いたします。

ただ、年度の途中で出来上がった補正で始まった補助事業などにつきましては、確定するまでは予算計上はしないという方向で補正予算を計上しております。

○議長（中村勘太郎君）　ほかありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君）　今のと、同じですが、これはある程度その予算的なものは裏づけというのか補助のというはあるかと思うのですが、今のこの集落の活性化補助金というのは、県がずっとつくっているものであって、それが継続される。どういのですか、名前変えてとか、よく農業なんかでもある程度の期間があつてやったら、名前が変わったっておかしいですけど、そういう形である程度ずっと続いている分があるのですが、そういう見方にもなるわけですかね。そうじゃなくて、この予算だけ、今回だけこういうふうな形で取れるという形でしょうか。

○議長（中村勘太郎君）　河合町長。

○町長（河合永充君）　予算の組み方は慎重にさせていただいております。内示をいただいているものについては当初予算でしっかりと持つ。ただ、今回、知事選挙とか、6月補正でついてみないと分からない案件とかそういったのは、そういう情報はありますが、それをまだ確定していないものを予算組むわけにもいきませんし、あと、また国の補助がいろいろ関わってくるもの、それも確定しているかどうかというのが、その当初、この予算を組むときまでにできていないものを見込みで行ってしまうことはやっぱり危険だなということで、町の財政としては慎重にといたしますか、しっかりと組んでいくことのほうが、予算があふれてしまうことがない。最初はそういうことで慎重にやらせていただいているのがこういう予算の組み方になっています。

特に今回は知事選挙がありましたので、肉づけが6月、補正が肉づけ予算でし

たので、そういった中でこの補助金が、特に県の補助が当初のここに見込めなかったというのもご理解いただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

なければ次に、住民税務課関係、11ページから13ページを行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） それでは、住民税務課関係につきまして1点補足説明させていただきます。

予算説明書の13ページ左側でございます。

後期高齢者広域連合事業につきまして、事務費負担金の減につきましては、令和5年度に予定されておりました、サーバーの更新が令和6年度に先送りされることになったことが主な減額の要因でございます。

また、療養給付費負担金につきましては、令和4年12月より高額療養費の対象となる方が複数名増えたことなどの影響により増額となるものでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 11ページの右側、申告による補正をするというお話ですが、発生が予想されるということは、何年度の税金に対してこういうのを予想して補正するのか。内容については過年度徴税還付金、そういうふうな記載があるので、これも何年度のやつが対象になっているのか、そこら辺が何かちょっとゴチャゴチャになっているので、整理して説明していただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 過年度ということですので、令和4年度以前分について今後還付が見込まれることを想定して補正をお願いするものです。

これまでもですが、理由としましては、まず住民税還付系では、例えば各種控除のし忘れというのが今になって分かって、それが過去においても該当するという場合がございますので、そういったものに備えるものでございます。

また、固定資産税の還付につきましては、一番多いのが、家屋が数年以上前から既に取り壊されてしまっているのに、届出等がなかったために賦課されていたということが分かって、個人さんからそういう届出が出てきますので、そういつ

たことを想定して補正をお願いするものでございます。

法人住民税につきましては、これは各企業さんの確定申告の時期が違いますので、令和4年度分につきましては申告でそれがようやく確定して、場合によっては4年度分で予定納税していただいた分が納め過ぎになるというのが分かりますので、それを見込んで補正をお願いするものでございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

なければ次に、福祉保健課関係、13ページから19ページを行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、福祉保健課関係、3点補足いたします。

まず13ページ右側、新型コロナウイルス感染症対策事業で計上いたしました負担金、補助及び交付金522万4,000円につきましては、物価高、それから食材料費の高騰などを受けながらも事業を展開している町内の介護保険事業所、障がい系事業所に支援を図るものです。なお、この補正においては県費10分の10で計上しております。

次に、17ページ左側、母子保険事業、委託料10万円の増でございます。1歳半、それから3歳児の健診に検査機器を導入いたしました。これによりまして、精度が上がって要検査者が増加したということで委託料が増となっております。導入した市町村はいつでも検査精度が上がってこういった委託料が増ということになっておりますけれども、弱視、それから乱視、こちらの発見率の向上が図られております。早期治療、早期回復につながっているということでございます。

そして19ページ左側、新型コロナウイルス感染症対策事業、扶助費121万4,000円の増ですが、健康被害の認定について、新たにお一人認定を受けたということで補正をお願いするものです。医療手当、それから医療費の負担分について121万3,660円が計上されているということでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、子育て支援課関係、19ページから26ページ及び35ページを行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは、子育て支援課関係のご説明をいたします。

説明書の19ページの右側をお願いします。

子ども医療費助成ですが、子ども医療費につきましては、ゼロ歳から高校生までに係る医療受診料が増えておりまして、実績件数ですが、4月から10月までの7か月間で助成件数が1万9,595件、医療費が4,496万851円、事務手数料が126万5,228円となっております。月平均しますと助成件数が約2,800件、医療費でしますと約650万、事務手数料が約19万となっております。今後5か月分の予算を換算しまして12か月分の見込みを算出しますと、医療費が合計で7,746万1,000円となります。事務手数料費が221万6,000円となりまして、当初予算より手数料が27万9,000円、医療費、扶助費が1,137万7,000円不足するために増額補正をするものでございます。

なお、理由としましては、新型コロナが5類に移行しました。その結果、発熱等があった場合に医療機関を受診するのですが、コロナ時期は医療費がかからなかったということで、今回、5類になったことで受診料が発生して件数、医療費が増えたと考えております。ちなみに、近隣の市にも確認したところ、同様に増額しているような形で確認はしております。

続きまして、20ページの右側をお願いします。

保育園運営諸経費の補助金12万円につきましては、認定こども園みどり葉こども園の電気代高騰分の補正をお願いするものでございます。

次、21ページの左側をお願いします。

幼保連携型認定こども園運営整備事業の補助金40万6,000円につきましては、認定こども園みどり葉こども園の遊具整備に伴う補助金となっております。

右側をお願いします。幼児園・幼稚園リフレッシュ事業の備品購入60万5,000円につきましては、なかよし幼児園の調理室の3層シンクが経年劣化によりまして1層がひび割れ、利用に支障を来すため、買換えの費用を補正するものでございます。

続きまして、22ページの左側をお願いします。

子育て支援事業の子ども見守り宅食事業につきましては、宅食及び学習支援の利用者増、また保護者分の食事1食分を追加することによって補正をお願いしま

す。

内容ですが、町の社協が、宅食世帯が延べ1,608世帯から5世帯増えまして173世帯に、240食から430食になりました。学習支援が、延べ120人から44人増えまして164人となりまして、補助金の17万4,000円が増となっております。NPO法人かさじぞうにつきましては、宅食世帯が延べ400世帯は変わらずなんですが、保護者分の食事を1つ追加したということで690食から470食増しまして1,160食になりました。学習支援が延べ2,246人から500人増の2,750人となりまして、補助金が71万9,000円の増となり、合計補助金89万3,000円の増額となっております。

続きまして、右側の児童館運営諸経費の水道料3万1,000円につきましては、上志比児童館の夏場の水道使用量増によりまして、水道料が不足するために補正をお願いするものでございます。

続きまして、23ページの左側、放課後児童クラブの運営諸経費、電気料6万9,000円につきましては、放課後児童クラブが吉野小学校から吉野地区コミュニティ消防センターに戻ったために、電気使用量が増えましたので電気料が不足するために補正をお願いするものでございます。

右側をお願いします。すみずみ子育てサポート事業、委託料27万円につきましては、一時預かりの利用状況が4月から9月までの6か月で延べ82人の方が444時間利用しています。月平均しますと13人で74時間となっております。ちなみに、令和4年度の実績では延べ82人の方が336時間利用しております。月平均7人で28時間を利用しておりました。対前年度と比べまして利用者が約2倍、利用時間が2.6倍となりました。4月から9月までの実績と今後の見込みから不足分を増額補正するものでございます。

続きまして、説明書の24ページ左側と25ページ、26ページをお願いします。

保育園施設管理諸経費の水道料ですが、松岡東幼児園が8万円、なかよし幼児園が17万8,000円、志比南幼児園が10万3,000円、志比幼児園が4万9,000円、上志比幼児園が3万7,000円につきましては、プール遊び増に伴いまして水道料が増えましたので、不足分の補正をお願いするものでございます。

続きまして、説明書の24ページの右側をお願いします。

保育園施設管理諸経費のガス料93万5,000円につきましては、御陵幼児

園のガス式空調設備導入によりましてガス使用料が増えるために増額をお願いするものでございます。

続きまして、35ページの右側をお願いします。

幼稚園施設管理諸経費の一般電話料1万2,000円につきましては、保護者等への連絡等が増えまして吉野幼稚園の一般電話料が不足するために増額補正をするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 22ページの宅食の問題なんかでも、説明は随分あるのですが、数字が並ぶのももう少し詳しく書き込んでもらえないですかね。それが一つと。

各保育園というのですかね、児童関係で水道料が多いというのは何か意味があるのでしょうか。というのは、夏場に水遊びをしたということだけではない、何万円ということになると何十トンということになる可能性もあるので、その辺は詳しくお聞きしたいと思います。できたらそんなのも、余白はたくさんあるのでたくさん書き込んでおいてもらおうと分かりやすいと思います。

それと、誠に申し訳ないのですが、福祉課のところでも早く進んだので、議長が悪いのではないです。私が見落としたのが悪いのですが、温泉の問題で工事請負費があるのですね、21万とか18万とか。でも50万円以下については業者の持ちでなかったのですかということ。それと、今後、温泉についてはどういうことが起こり得るのか、ということも含めて説明していただいたほうがいいのではないかなと。この工事との関係もあるのかなとちょっと思うところです。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 宅食につきましては、細かく数字のほうをこれから入れさせていただきたいと思います。

あと、園の水道料につきましては、コロナ禍の中でプール遊び、水遊びでプールに入らなかったということで、今年度からプールに入る回数が増えた。コロナ禍の時は1回か2回ぐらいしか入ってないのですが、今年度は15回プールに入ったということで水道料が増えましたということでご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 当初予算につきましては実績を踏まえまして算出しては、当初予算のほうでは、プール遊びが少なかったということで少なめになっておりました。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今年の当初予算を組んだときにはまだコロナ禍で、ずっとプールを休んでいたもので、今年もプールができるかどうか分からない状態。ただ、これが5月に5類になって、いよいよ世の中そういうのができるのだなという感になりましたので、当初では今までコロナでやっていなかった水道料を見込んでいました。で、急遽日常に戻りましたので水道料が上がったということでご理解ください。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 工事請負費で21万4,000円計上させていただきました。確かに管理協定の中では50万ということは記憶しておりますけれども、決算でお示ししたとおり、かなりマイナスが続いている禅の里温泉、今のところ指定管理者について特段の支援をしたという記憶もございませんし、ご存じのとおり、かなり、10年目を迎えて工事で修繕をかけてきた経緯がございます。この21万4,000円については、ある意味支援という形も含めてお願いするものでございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 22ページの左側ですけれども、みどり葉幼稚園に対して……。ごめんなさい。21ページの左側です。すみません。失礼しました。

病後児設備の調整分というので予算が計上されているのですけれども、みどり葉幼稚園、当初から病児保育及び病後児保育というのをうたってらっしゃったのですけど、その件数について現時点でお分かりになっていらっしゃいましたら教えていただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 病後児保育でございますが、毎月3人程度を見込んでおまして、今3人程度しっかりと利用されているということで報告を受けております。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 19ページの右側です。医療費の補助の増という話ですけれども、この医療費の、年間で多い少ないという季節的なものというのがあるのかどうか、それがコロナによって大分違っているのか、昔と比較してどうなっているかを教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 月平均でしますとこの冬時期がやっぱり件数が多くなるのは当然でございますが、4月からある程度、やはりコロナが明けたという事で医療費は1.1倍ぐらいに増えているということは書いております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 22ページ、先ほど金元議員からありました数字の問題ですけど、1点だけ。

先ほどの説明の中で、宅食で、多分かさじぞうさんのところで、400世帯は変わらずに保護者1人が増えて690食から1,060食に変わったという説明だったかなと思うのですが、保護者1人増えただけでそれだけの、約300食ちょっと増えたということでしょうか。そうすると、このもともとの690食というのは400世帯で690食だったのが、1人増えただけで300食増えるということでは理解すればいいのでしょうかということが1点と。

23ページ、吉野の放課後児童クラブの場所が変わったということですが、もう少しそれを、どこからどこへ行って、どういう理由で場所変更になってということをお願いしたいのと。

その隣の一時預かりですけれども、これは地区としてはどこの地区の子どもさんが一時預かりで多くなったのかというのが分かったら教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 宅食につきましては延べ400世帯で、690食から1,160食に変わったということで、かさじぞうのほうから報告を受けておりますので、このまま申請という形にさせていただいております。

また、吉野児童クラブにつきましては、コロナ禍で密を避けるために吉野小学校で運営しておりました。で、コロナが5類になったということで、元の場所にあった吉野コミュニティ消防センターに変わったということでご理解いただきたいと思っております。

一時預かりにつきましては、どこの地区かということはちょっと今分からないですけど、利用者は三、四世帯が毎月、毎週ですかね、三、四回利用しているという形で今回はという形になっております。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

なければ……、11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ますますこの、延べ400世帯で、先ほどの質問の内容は、保護者1人増えて400食も増えたというのでしょうか。470増えたという事でしょう。何かそれでは全然説明がうまくいかんのと。延べ400世帯ということは、何世帯が大体、まあ延べですから、例えばそれを12で割ると何十世帯ぐらいになるのかな。ちょっとそこらあたりは本当にぴんとこん説明じゃないかなというふうに思います。

それから一時預かりは、先ほど言ったように、ちょっとあれですけど、調べてみてもしも分かったらまたご連絡ください。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 一時預かりの方はどこの地区かとか、また調べさせていただきます。

宅食につきましては、細かいことはまたこちらで、後日また後ほどお知らせしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

なければ次に、農林課関係、27ページから30ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） それでは、30ページの左側をお願いいたします。

30ページ左側、工事請負費、災害復旧工事でございます。国補林道災害復旧工事12件、この分につきまして、額の確定の通知をいただきました。それによって、今後、内示ごとに順次着工、着手していく予定です。12件につきましては令和6年度にかけて施工していくこととなりますので、そういうことでよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 今の工事の話ですけれども、完了というのはいつぐらいを見込んでいるのでしょうか。完了する時期。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） ただいまの国庫事業につきましては、繰越しありの事業になります。来年の、7年の3月までの事業になります。

県単治山工事につきましては、今年度内の完工を予定しております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 松岡小学校ののり面ですが、調査費で550万、まあまあ当然それは必要になってくる経緯やと思います。

ただ、予測として、例えば工事が大体いつ頃になるかということと、金額のところとか、これは災害復旧のそういうものに当てはまってくるのか。要は災害復旧でいろんな補助をもらいながら、また県単も含めてやっていますよね。そういうふうな形というのは、どういうふうな形でこれを、処理って言葉悪いですけども、対応していくのか。大体そこらあたりの大枠をちょっとお知らせいただけないかなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） この松岡小学校ののり面の復旧につきましては、過去にも何度か同じ場所が崩壊しているところもあって、そういったところで、県に対しましても何とか県のほうの事業、国の補助金を使うことになると思うのですが、そういったことで対応をお願いしているところでございます。今のところ、工事は早ければ7年度中に着手できればいいかなと。

7年度中で、今前倒して調査をする理由といいますのは、やっぱり地盤とかをしっかりと確認してから復旧工事しないと効果が上がらないというところがありまして、来年度、本格的な測量に入る前に事前の調査を今年度やっておいて、迅速に来年度の調査を進めて、6年度中に事業の申請をしたいということで今進めているところでございます。そうしたことで、災害の対象になるかどうかということも含めまして、来年度いろいろ申請を進めていくことになりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 今の説明だと今回のこれは事前調査、何かそういうふうに

おっしゃっていて、本格的な調査は来年度やということになると、この事前調査で500万なら本当の調査をやると、もっとお金がたくさんかかってくるということかなというのと、今言ったように、いろんな県の補助とか国のいろんな対応とかを考えていくのですが、この調査費はそれには係ってこないです。当然、工事費だけが補助対象になってくるという発想になるのかねとか、そこらあたりが、今の説明でぴんとこんところもあったので、年代的に、来年、本調査をやって調査、申請して、7年度、工事ということをおっしゃっていたので、その時系列しか聞いてないので、もうちょっと詳しく説明できたらお願い。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 今年度の調査は、崩壊部分は皆さん見ていただきましたけど、仮復旧というか復旧は終わっています。ただし、同じような状況の山が東西にある——斜面が——ところから、そこら辺の安全も確認する意味で地盤調査をやりたいというところがございます。その結果に基づきまして、適切なその地盤に合った復旧を考えていきたいので、今回お金をかけるというところですよ。

来年の調査設計というのは、通常と同じような、額が同じようなというか、通常そういった工事にかかるような測量試験になると思いますので、そういった金額になっていくのかと。特別に大きい金額になることは今のところ予想しておりません。今、その測量の対象になるかならないかも、内容によって変わる話になってくるとお聞きしていますので、また確認できましたらその都度逐一、ご報告は全員協議会などでご報告していきたいので、よろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 土砂崩れ、原因の究明、その調査はしっかりやらないと、どういうふうな工法でできるかというのが大事で、やっぱり特殊な案件になりますので、簡単な調査をして簡単にやってしまって、また崩れるのでは駄目です。一番これの例が、志比北の調査をして、山が動いている、今やっています。あれも調査費も何年もかけながら、じゃ、どういうふうにやっていくか。あそこまでの規模ではないですが、今回は結構大きな崩落でしたので、そこは、急いではいるのですが、慎重にやっていかないと駄目なところもありますので、ご理解をよろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） 28ページの左側の農業経営収入保険加入促進事業補助金、

これ農業経営収入保険、昨年で終了したのかどうかということと、これ単年度でこれから計上していくものなのかどうかということを確認します。

それから、補助率はこれまでどおり3分の1かどうかということを確認します。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 今回、5年度では当初予算を計上いたしませんでした。

でも、農業経営の状況を見て、肥料につきましても高騰、高止まりの状況であるとか、そういった状況を見まして財政的な相談もいたしまして、今回、やっぱり同じように支援をする必要があるということで、今回、補正の計上をさせていただきました。そういったところで状況を見ながら、やっぱり来年もということになれば、本当にその時々状況によって判断をしていくことになるかなと思います。よろしく願いいたします。

補助率は掛金の3分の1ということで変わらずに考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

なければ次に、商工観光課関係、31ページを行います。

補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 31ページ右側でございます。

門前観光施設管理諸経費でございますが、こちらのほうは、観光案内所におきましては来年度より有人化ということでご案内させていただいておりますが、今回の補正におきましては、3月16日の新幹線開業から3月31日の16日間におきまして、観光案内所で観光物産協会、また観光ボランティアガイドの方におきますおもてなしの案内業務を行っていただくための費用でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 門前観光施設の有人化、当初これ、小梅ちゃんやったかな、あのときになかなか、更新もあるし大変な部分もあるのでひよっとしたらという話も出て、あえて有人化よりもこっちのほうがいいよということで設備した、それが、6年やったかな、六、七年前だったと思うのですが、有人化ということになってくると、小梅ちゃんとかあれの維持費が有人化の維持費に変わるという発

想でいいのか。だから予算的にどういうふうな変化が出てくるのか。まあ有人化すれば当然そこらあたりの年間予算が出てきますね。それよりも小梅ちゃんということで、維持費の関係もおっしゃっていたと思うので、そこから考えると、今回、来年度、新年度予算で出てくるとは思うのですが、そこらあたりの経費のやりくりというのはどういうふうな見方を基本的にしていこうとしているのか。もしも、来年度当初予算の関係もあるかもしれませんが、分かったら教えていただけないでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） では、経費の面だけでちょっとご報告させていただきます。

当初、260万円ほど小梅ちゃんがかかっておりましたが、令和5年度におきましては、もう5年以上たちますので少し予算を下げさせていただいて、今220万ほどの計上となっております。それにプラス、門前観光協会さんへの委託といたしまして、清掃とか、あと繁忙期の案内業務とか、そこら辺の予算で大体年間80万近くかかっていますので、大体300万近い経費がかかっています。経費の面だけで行きますと、そちらのものが削減されまして、案内業務の委託費に変わっていくというものでございます。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） だから大体どれくらい増額になってくるのかを分かるのであれば。まあ当初予算からあれかもしれんけどね。当初予算まで待てというのなら待ちますけど、私も初めは小梅ちゃんもいけれどもやっぱり有人というのは必要かなというふうに思っています。

ただ、今、経費のところそういう形になって、そうすると小梅ちゃんは全くなくしちゃうという発想でいるということですね。要は維持費のところを考えると。また当初で。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 費用対効果の部分を含めて、今、予算のことだけではなく、そういうふうな有人化の効果とか含めて検討をして進めているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） すみません。素朴な質問で申し訳ないですけど、今の31

ページの右側ですけれどもね、作務衣が2着分ということは2人分ですよ。その下に、委託料として8時間のものが16日間と、それから4時間のものが10日間計上していったら、その期間が16日から31日までの16日間ということは、日によっては2人、配属というか、そこにお仕事する人がいるということで、表向きは作務衣2着で賄い切れられると思われているのですが、1人の人がずっと継続してやれば、洗濯しないで作務衣を着ないといけないことになるのではないかなというふうに思うのですけれども、これ作務衣2着で大丈夫でしょうか。3着必要なんではないかと思うのですけど、どう思われますか？

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） この予算の配分でございますが、まず上のほうは、一応、観光案内のノウハウのある観光物産協会の職員さんということで考えております。そちらの職員さんにおいて2着ということで、そのときの状況を見まして、1人なのか2人なのかということで張りついていただくことを検討しております。

それと、下のほうの午前4時間のほうにつきましては、今度、観光ボランティアガイドの方に応援を願うということで検討してございます。協会とガイドさんでおもてなしをしていただくということで計画をしているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

長岡君。

○2番（長岡千恵子君） すみません。私が聞きたいのは、同じ観光案内所においておもてなしをするのかかわらず、着ているものが違うのはおかしいでしょうということが言いたいですよね。外から来られた方は、作務衣を着ていることによってその案内をしてくださる人というふうに見られるのであれば、やはりそれはそろえるなり、ボランティアガイドと観光物産協会と違いますということであれば色を変えるなりとかという方法を取って、見た目にも「ああ、この人たちにお願ひすれば絶対安心だよ」というのは、普通の服を着ているのとはまた別の効果があると思うから言っているのです、そこら辺どういうふうにご検討されているのかなというのが知りたいです。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 今、商工観光課として考えておりますのは、案内業務におきましては2人、作務衣を着ていただく方が観光案内をカウンターの辺りでしていただくということで、今は2着ということで予定してございます。

ボランティアガイドさんにおきましては、ボランティアガイドの活動といたしまして何か応援をしていただけるということでボランティアガイドの方々に聞いてございますので、そういう併せての支援というのですか、ボランティアガイドとしての支援ということでしていただくということで考えておりますので、作務衣を着るといふうなことは考えておりませんでした。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ3月16日から3月終わりまでの期間です。今、長岡議員いただいたご意見、来年の当初に、現場の声を聞いて当初に盛り込まれるかどうか、それはしっかり検討していきますので、これは3月16日から。ただ、ここは実は物すごく人が動き出す大事なときですので、また、今まで無人だったところに人が張りついてやるところですので、しっかりまずやらせていただきたいのと、今おっしゃられたご提案については来年の当初に、ボランティアガイドさんとか観光物産協会と話をして、議員の提案、こういう提案いただいた、現場はどんな感じですかというのを聞きながら、4月からに向けての話を進めさせていただきますいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございせんか。

なければ次に、建設課関係、32ページを行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 補足説明はございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、えい住支援課関係、33ページを行います。

補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 補足説明はございません。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ここの左側のところですが、4件、一件、一件ということで見込み、これはもう申請があったというふうに見てればいいですかね。要はも

う年度末なので、今後の増加が見込まれるということになると、要は申請、今12月ですから、だからそういう申請があつての話だという見方がどうなのか、そこらあたり確認したいと思います。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 申請のあつた方と結婚の日程が決まっている方でご相談を受けた方でございます。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） そこでちょっと補足で、地域が分かりますかね。例えば松岡地区だよとか上志比地区だとか永平寺地区だとか、分かったらお教えいただくと助かります。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 今、手元に資料がないので、申し訳ございません。

○議長（中村勘太郎君） ああ、資料がないな。

○11番（上田 誠君） また後日によろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） お知らせくださいということで。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 33ページの左側の新婚生活支援金ですけど、補助金の要項というのですか内容を見てみますと、新婚夫婦29歳以下60万円4件、U-29のところもあるのですが、新婚夫婦29歳以下30万円、両方とも同じなんじゃないですか。僕、よう分からんのですけど、25歳以下というのは明らかに区別しているのですが、上2つは29歳以下ということで同じになっているので、U-29がついているかどうかだけで、よう分からないのですが、違うの？

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） まず、新婚生活支援金といいますのは、国の補助によるものでございます。こちらのほうは、結婚した後の生活資金に対する支援になっております。

それから、U-29につきましては県の補助になります。こちらは結婚したという事実に対して補助を行うようになってございます。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今のところの事業ですけど、今回出ているのは補正の部分で、現時点でのトータル数を教えていただきたい。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 新婚生活支援金のほうは9件でございます。U-29については7件です。U-25が6件です。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

なければ次に、上下水道課関係、34ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 今回の34ページ右側及び左側の繰出金でございますが、給与改定に伴う人件費の増額によるものでございます。

その他、補足説明はございません。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、学校教育課関係、35ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 予算説明書35ページの左側です。

学校再編整備事業でございます。令和6年4月1日の志比北小学校と志比小学校の統合に向けスクールバスの運行準備を進めていますが、バスの停留所に標識を設置するための消耗品39万6,000円を計上させていただきました。

また、統合等に伴いまして、記念行事としまして、それに係る経費について、行事等を実施するPTAに対して補助金を交付して、事業の遂行を支援するための補助金30万円を予算計上させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 35ページの左側、スクールバスのことですけれど、僕はスクールバスの問題、確かに志比北小学校を統合するという町の方針の下で一定地域にスクールバスを走らせるというのは示されていますけれども、まだスクールバスの問題では十分な論議ができてないのではないかなど、私思うところがあります。それは私の思いを先に言っておいて。

それで、前から言っているのですが、スクールバス、たしか無料にするとい

う話ですよ。スクールバスは。そうすると、あと、学校へ通うのに、特に冬期なんか子どもたちがコミュニティバスを利用して、ひよっとすると近助タクシーも利用している面があるのだろうと思うのですが、その人たちをどうするかという問題についてはどうなるのですかね。何もせずにそこだけスクールバスを走らせて、そこは無料にするけれども、スクールバスのないところは有料のまま。たしか1回50円とはいえ、それは子どもたちにとっては大変で、やっぱりそこは論議しておかないといけないのではないかと私は思うのですが。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 何度も申し上げております。スクールバスを今回走らせることによって、幾らでしたか、各学校、2キロ以上コミュニティバスを利用されている子どもたちには無料で移動ができるように、今、総合政策課を中心にそういうふうに進めておりますので、2キロ圏内を超えるところ、今まで50円いただいていたが、そこは無料で。ただ、その以内の方からはしっかりと今までどおり50円をいただくことになるのかなというふうに思いますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 僕は、通常するとき、積雪のないときのことを言っているつもりではないのですが、特に冬期に入って積雪なんかがあると、道足も悪いし、なかなか山間部とか田舎へ行くと除雪もまちほどきれいにはなっていない。町は積極的に歩道の除雪なんかをやってもらっている、それは非常にいいし評価しているところですけど、そういう意味では少しそういうところも含めて、2キロなら2キロと切ってしまうのでなしに、利用しているときにどうするかということぐらいは、自由に利用できるような条件づくりこそ大事ではないかなと、そのほうがより安全が確保できるのでないかなと私は思うのですが。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まあまあそれができるといいなと思います。

ただ、通学路はできるだけ努力して通学の時間までには空けるようにしておりますし、また、近い子がコミュニティバスとかそういったのを利用しますと、本当に必要な方が、もう定員がいっぱいになって乗れなくなってしまう可能性もあるということで2キロ。ただ、学校の校区内によっては、例えば川があった場合は、多少近くてもそこは利用できますよとか、そういった特例といいますか、その地形に合った進め方はしっかりさせていただこうと思っておりますが、まずは本

当に学校まで遠くて、そういったお子さんをやっぱり中心に考えさせていただいて、これまでも長い歴史、徒歩での通学は基本になっていますので、何キロ以内は歩いていく、また、どうしてもその場合は今までどおり、50円がかかりますが、そういった料金をいただくということでご理解いただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。——はい。

なければ、生涯学習課関係、36ページから38ページを行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） それでは、生涯学習課並びに町立図書館関係についてご説明いたします。

予算説明書36ページ右側をお願いいたします。

公民館施設管理諸経費、補正額130万円につきましては、松岡公民館の消防設備保守点検を行った結果、管内放送用機器の故障が発見されましたので、原因を調査しましたところ、アンプ用ヒューズが切れておりました。新品に交換いたしました。新品に交換いたしましたが、すぐに切れてしまう症状を確認いたしました。機器が1979年製造ということで製造より44年経過しており、経年劣化による故障と判断いたしました。また、交換部品等を調達することができないものがあることから、放送機器本体一式を更新するものでございます。

なお、現在、消防用設備は正常に作動しておりますので、放送機器更新までの非常時対応として、施設利用者への火災発生等の伝達方法として、公民館職員がハンドマイクを使用して対応に当たります。

次に、37ページ右側をお願いいたします。

図書館施設管理諸経費、補正額20万5,000円につきましては、町立図書館の冷暖房機器の運転に使用する灯油代でございます。本年5月より毎週火曜日、木曜日の2時間延長開館を再開したことと、この夏の猛暑により灯油使用量が増えたことによるものでございます。また、灯油代の高騰も合わせ燃料費が不足することから、増額補正をお願いするものでございます。

次に、ページ右側をお願いいたします。

保健体育総務諸経費、補正額30万円につきましては、全国大会等に出場される町民の方への激励金の増額補正でございます。今年度当初50名を見込んでおりましたが、現在までに57名の申請があり、見込みを上回った申請がございます。また、昨年度実績を参考に、年度末までにさらに申請が見込まれますので、

30名分の増額補正をお願いするものでございます。

次に、38ページ左側をお願いいたします。

緑の村ふれあいセンター管理費、補正額44万円につきましては、空調設備の冷暖房切替え作業及び機器点検を行った際、建物南側にございます室外機2台のうち、1台の熱交換用冷媒ガスが漏れていることが判明いたしました。現在は1台運転で対応しておりますが、今後さらに寒くなり施設利用に支障を来しますので、修繕料の増額補正をお願いするものでございます。

以上、生涯学習課並びに町立図書館関係の説明といたします。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 36ページの右側。非常用設備ですが、古いということでヒューズが飛ぶということですが、今現在は動いていないということでした。ヒューズが飛ぶから。それが1点と。

ヒューズ飛ぶのはアンプ自体が悪いというのはあるのですが、スピーカー回路が結構悪いと飛ぶというのが多々ありますね。ですから、それあたりは点検、専門やでしているとは思いますが、そこらあたりは当然確認の上、その経路的なところは専門家がちゃんとオーケーだよとか、そんなのは確認済みの話ですかね。例えば交換したけど云々というのでないということをちょっと確認したいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） 議員おっしゃるとおり、その辺の系統も既に調査済みであります。で、本体のみの交換ということでお願いいたします。

ヒューズの件ですけれども、その辺もいろいろほかの場所も調査した結果、まずそこが原因であるということで報告のほうは受けております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

森山君。

○7番（森山 充君） 37ページ右側の激励金か。まあこれのことですけれども、これ出る人全員にあたるのか、そういう何か規約みたいなやつというのはあるのですかね、金額とか。1万円となっていますけど。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） こちらの激励金支給につきましては、要綱に基づき、いろいろな条件を満たした全国大会に出場される方に、1万円ということで支給しております。

申請者全てといたしますか、条件を満たしていれば支給いたします。ただ、申請されないところとちょっとつかめないところはございますので、できるだけ申請していただくよう広報等は努めております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

なければ次に、消防本部関係、38ページを行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君） それでは、予算説明書38ページ右側をお願いします。

常備消防費、事務諸経費59万5,000円につきましては、令和6年度消防職員採用予定者2名の被服貸与品を整備するものでございます。

以上、消防本部関係の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 町長に率直にお伺いしたいのですが、今回の補正予算について、町長は何に重点を置かれて編成したのかということです。

今日の物価高騰の中、本当にこれにあえいでいる町民や、また仕入れ単価とか原価が上がってもそれを転嫁できない、中小企業の皆さんに向き合ったものになっているのだろうかという点です。本当に農業者への支援については盛り込まれていて、ほっとしている面もありますけれども、例えば、毎年、今の時期になると商品券の発行なんかで中小企業を支援しようという、予算案なんかも見られたと思います。ところが今回はそれが見られていません。

何でそんなことを言いますかということ、現在、臨時国会が開かれています。この国会での補正予算の目玉の一つは経済対策ですよ。それが国民の生活実態に合っているかどうかは別として、国が経済対策と言うのなら本町ではどうなのか

ということを、僕はもう少し積極的な予算を組んでいいのではないかと。特に最近、新幹線の話は出てくるのですが、どうもその陰に隠れて、中小企業の皆さんは新幹線が来ればこの地域の景気が本当に回復して、売上げが伸びると思われているかどうかは僕分らないですが、そういう意味では、こういう小さい自治体の果たすべき役割は大きいのではないかと率直に思うので、今回の予算見て、ああ、ないなと思ってちょっと見ていたのですが、いかがでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 質疑というか質問に近いので私から、質疑ですが質問として受け止めて答えさせていただきます。

まず、今回の補正予算は、先ほどからありましたコロナ前の試算で当初を組んでいますので、現実、5月から5類に変わって動き出したことによって、水道代とかそういったものを改めて補正でお願いします。また、いろいろな、消防から設備等で不備があったところを早急に改善していくとか、そういったところで補正をまず充てさせてさせていただいているのと。

今おっしゃられた物価高騰があります。実は物価高騰、12月だけでなしに、6月、7月にも実は商工会、地元の中小企業さん向けに節電の機器とかに対する支援をさせていただいて、総枠組ませていただいてずっと、今回これを組むに当たっても、商工会さんといろんな支援ができないとかいろいろお話をさせていただいている中で、実は当初、私たちが、商工会も含めて見込んでいたほどなかなか利用がない。逆に言いますと、商工会の分析、全部が全部ではないですが、物価高騰分を商品なりいろいろなものに転嫁できているところもやっぱりある程度見えてきているということで、実は商工会とお話をしている中で、この6月をもうちょっと充実させて、期間は限られていますが、そこでもっとやってみたいという話もありました。

いろいろ関係団体とも、どういったところが困るといふか、ここは細かくお話をさせていただいている中で、やっぱり農業、ずっと6月議会、9月議会には農業の支援、そのときも次は、12月には農業支援を出しますというお話ししてましたので、今回は農業を中心に çıkさせていただきました。決して商工業関係と話をしていないとかそうではなしに、やっているということをまずご理解いただきたいのと。

それと先日、議長にもちょっとお話をさせていただきましたが、1月に臨時議会をお願いしています。臨時議会ばかりすると怒られるかもしれませんが。実は

これ、国のほうから新たな物価高の交付金が来るような情報をいただいております、それを決めていく中で、その金額も……。金額は言っているのか。

○財政課長（多田和憲君） 内示なので。

○町長（河合永充君） まだ内示なのであまりあれですけど、今回の4月に来たより少し少なめですけど、それなりのボリュームのものが来ます。

そこで改めて、じゃ、どういうふうに使っていくかというのも、関係団体と今からお話をしながら、今回結構急ぎますので、1月に皆さんに提案させていただいて早急に動き出して、それが繰越しできるのかどうかというのも今情報を待っているところですので、それも含めて次の第2段階を考えています。国もそれがあるので物価高の支援ということですので、そこはしっかり対応させていただきたいと思います。この12月は、今回はノーだったのですが、年を通して考えていただけるとありがたいかなと思いますので、よろしくお願いします。

それと、指示していますのは、交付金がありますが、その料金を超えても、町単を使ってでもやっぱりしなければいけないところは、しなければいけないというのは財政課も理解しながら査定をしておりますので、その点もご理解いただけたらなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 短くしたいと思うのですが。

ただ、そういう見通しについて言うと、町長の所信表明というのは非常に大事やと思いますね。だからそういう、今回はないけれども次にどういうことを今計画しているということを所信できちっと示していくことが大事ではないか。

何で僕がそんなことを言うかということ、今回、町の農業への支援があります。僕は本当に非常にありがたいと思います。何故かということ、農業への支援って、県がやっている肥料高騰支援は、さらに有機肥料なんかを使って安くできるとそれに対して補助というのですが、我々、とっても金払えないですね。化学肥料使うと年間50万円、60万円と肥料代だけにかかる。ところが、僕らはもうとっくに鶏糞に変えていますって。鶏糞やったら200袋買っても2万2,000円ぐらいする。だから、そういうことをしていても申請のしようがないですね。

僕は、中小企業も今度、インボイスなんか10月から入っていますから、その金の確保も含めていろいろ考えなければいけないことになると非常に負担が大きくなっていく。そういうところでは、あんまり決め決めのなかなか申請しにくい支援ではなしに、こういう自治体が行う支援というのは非常に大事やと思いま

すね。12月でそういうのも示されるのかなと思って、農業だけですと何か言いくらいというのもありまして、そういう点では、町長もそういうことを議会にもやっぱり発信してほしいと思っています。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第54号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第54号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。45分から始めます。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第2 議案第55号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第2、議案第55号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） それでは、議案第55号の補足説明をいたします。

52ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費132万9,000円につきましては、来年1月から導入される産前産後保険料免除制度に伴うシステム改修費用に係る広域圏の負担金でございます。

以上、補足とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

予算説明書 39 ページから 40 ページについて、担当課の補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） それでは、国民健康保険事業特別会計の補正について補足させていただきます。

このシステム改修につきましては、本年の 12 月中に広域圏のほうで発注いたしまして、来年の 2 月中に改修完了を予定しております。この具体的な事務処理につきましては、来年 2 月末から事務処理ができるようになる予定でございます。

すみません。全協資料の 40 ページです。

なお、歳入は繰越金で今回措置しておりますが、この分につきましては令和 6 年度に特別調整交付金として支援を受けることとなっております。実質的には全額国の負担においてこのシステム改修が行われるものです。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） システムの改修ではなしに、産前産後保険料免除制度について具体的にはどうなるのか。これ 12 か月の月割りでその前後何か月とかという免除制度になるのですか。その辺ちょっと。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 条例案のところで説明させていただこうと思っておりますが、産前産後の生まれる予定月の、産前は 1 か月前と生まれる予定月と、産後については 2 か月間ということで、単胎児の場合には合計 4 か月間分を減額するというもので、1 年間の金額を 12 で割って、その月数分を掛けて算出するというのでございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第 55 号、令和 5 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、第 2 審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 第 2 審議に付したい内容について、また理由が理解できな

い事項についての発言をお願いします。

お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第55号の第1審議を終わります。

～日程第3 議案第56号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第3、議案第56号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(多田和憲君) それでは、議案第56号の補足説明をさせていただきます。

62ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、負担金、補助及び交付金326万円につきましては、介護保険制度の改正に伴うシステム改修費用に係る広域圏への負担金でございます。

款2保険給付費、項5高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費60万円につきましては、これまでの実績と見込みによる負担金の増額となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(中村勘太郎君) それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

予算説明書41ページから42ページについて、担当課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(木村勇樹君) 補足説明は特にごございません。

○議長(中村勘太郎君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番(金元直栄君) 42ページ右側の高額医療合算介護サービスというのは、ど

ういうときに発生するのですか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 世帯において、医療費の自己負担限度額が限度額に達した場合、それから介護サービス費の限度額に達した場合、それぞれ合計して限度額を超えた分を介護保険にお返しするという制度でございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今の質問の続きですけど、今回、対象者が増えたということですが、どれくらい増えて、トータル年間どれくらいの見込みでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） トータルの件数については、また委員会のほうでもお答えしたいと思います。すみません。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第56号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第56号の第1審議を終わります。

～日程第4 議案第57号 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第4、議案第57号、令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 議案第57号のご説明をいたします。

72ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費392万6,000円につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の増減でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

予算説明書43ページについて、担当課の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 今ほど財政課長からのご説明のとおり、その他、補足説明はございません。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第57号、令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第57号の第1審議を終わります。

～日程第5 議案第58号 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第5、議案第58号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 議案第58号の補足をいたします。

82ページをお願いいたします。

款1総務費12万円の減及び款2農業集落排水事業費15万3,000円の増

につきましては、先ほどと同じく人件費の増減でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

予算説明書44ページについて、担当課の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 先ほどの下水道事業特別会計と同様、補足説明はございません。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第58号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第58号の第1審議を終わります。

～日程第6 議案第59号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第6、議案第59号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 議案第59号の補足をいたします。

88ページをお願いいたします。

款1水道事業費用54万1,000円の減、及び款2資本的支出11万5,000円の増につきましては、これにつきましても人件費の増減でございます。

以上、補足とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

予算説明書45ページから47ページについて、担当課の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 今ほど財政課長のほうから説明があったとおり、人件費に伴う増減であるため、その他、補足説明はございません。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第59号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第59号の第1審議を終わります。

～日程第7 議案第61号 永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第7、議案第61号、永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは、議案第61号、永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてのご説明をいたします。

議案書の104ページをお願いします。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備や国の基準や内容などの通知の改正に伴いまして、関連する条例につきまして一括で一部改正いたします。

まず、第1条の永平寺町放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の内容の改正に伴いまして、条例の一部を改正します。改正の内容につきましては、附則の第4条に明記されていましたが、放課後児童支援員の研修終了予定期日を「研修計画を定めた上で、業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改めます。

続きまして、議案書の104ページ、105ページ、106ページをお願いします。

第2条、第3条の永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律が整備されたことから、条例の一部を改正します。

主な改正内容につきましては、1点目が、子ども・子育て支援法第99条で、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定めている、第2項がこども家庭庁の設置に伴いまして削られまして、同条が第1項のみとなりますので、同条を引用している規定中の「第19条第1項」を「第19条」に表記を改めます。

2点目が、学校教育法の第25条に、内閣総理大臣への協議に関する事項などを定めた第2項、第3項が新設されましたので、第15条の規定中の「第25条」を「第25条第1項」に改めます。

3点目が、厚生労働省の所管から内閣府の外局、こども家庭庁に移管されたことで主務大臣が厚生労働大臣から、内閣総理大臣に変更になりましたので、第15条第1項第4号と第44条において引用する大臣名を改めます。

4点目が、認定こども園法第13条第10項が削除されて、第11項が繰上げになったため、第15条第1項第2号中の「同条第11項」を「同条第10項」に改めます。

続きまして、第4条の永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましても、厚生労働省の所管から内閣府の外局であります、こども家庭庁に移管されましたので主務大臣が厚生労働大臣から、内閣総理大臣に変わりましたので、第25条において引用する大臣を改めます。

なお、施行期日につきましては公布の日からとします。ただし、適用につきましては、第1条、第2条、第4条が令和5年4月1日から、第3条が令和5年9月16日からとなります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたしますします。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第61号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） こども家庭庁ができたことによって、管轄の違いの変更については、まあそれは仕方ないということですが。

先般頂いた資料の主な改正内容の第1に、放課後児童健全育成事業の運営に関する基準の問題で、いわゆる子どもたちを見る支援員というのですか、そういう人たちが、例えば資格を持っていなくても、一定期間内に研修を終了することを予定していれば、放課後児童支援員とみなすことができるとあったやつを、改正後というのですが、改定後は研修終了期限を課されるものの、研修終了予定を放課後児童支援員とみなす措置自体は無期限化されると。これを見ていると、研修していなくても支援員とみなす規定やと思うのですが、それは逆に悪くなりはないのかということでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 研修期間の、いつ研修するかという期間を決めた上で支援員とみなすということをご理解をいただきたいと思います。研修期間をしっかりと、この2年以内にしっかりとという形で決めた上で、申請すれば支援員とみなすということをご理解をお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第61号について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第61号の第1審議を終わります。

～日程第8 議案第62号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第8、議案第62号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） それでは、議案第62号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の107ページから109ページにかけて、でございます。

今回の国保税条例の改正につきましては、国民健康保険の被保険者の産前産後の期間に係る、所得割額及び均等割額の減免措置を追加するものでございます。

107ページをお願いいたします。

第21条に第3項を追加しまして、第1号から第6号において、医療分、後期高齢者支援分、介護分の各区分に所得割、均等割の減額について規定を追加しております。減額する金額の計算につきましては、1年の額の12分の1の金額に産前産後の期間に係る、月数を乗じて求めるものでございます。

108ページをお願いいたします。

この産前産後の期間に係る減額を受けるに当たり、対象となります被保険者の届出をしていただくこととなりますので、第22条の3を追加いたしまして、届出の内容や届出時に必要となる添付書類についての規定を追加するものでございます。

施行期日は令和6年1月1日でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第62号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） これ説明のときに聞いたのかどうかはちょっとあれですが、ここで失われる財源はどこから分かん。例えば一般会計とか国が補填するとかいろいろあると思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） この減額措置分に対しましては、2分の1相当分を国が負担、4分の1相当分を県が負担、残り4分の1を自治体が負担するということになっております。

○議長（中村勘太郎君） ほか質疑ありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第62号について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第62号の第1審議を終わります。

～日程第9 議案第63号 永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第9、議案第63号、永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 議案第63号、永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の制定について補足説明させていただきます。

議案書110ページから112ページをお願いいたします。

本条例制定の背景でございますが、国は、令和元年度から令和5年度までを下水道事業の公営企業会計への移行取組期間として、令和6年4月までに公営企業会計の適用を推進することとされたことから、令和6年4月1日から下水道事業等に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させるために本条例を制定するものでございます。

次に、本条例の趣旨でございますが、地方公営企業法及び同法施行令の規定に基づき、下水道事業の設置等について必要な事項を定めることを規定するものでございます。

それでは条項ごとにその内容を説明させていただきます。

第1条につきましては、下水道事業の設置に関する基本的事項を定めております。今回制定する条例は、地方公営企業法を根拠法とし、地方公共団体が経営する企業について定めるものでございます。

第2条については、下水道事業に地方公営企業法を適用する規定と、その適用範囲は財務規定等を適用することを規定するものでございます。

第3条では、経営に関する基本的事項として、経営の原則と事業規模を規定するもので、第1項では地方公営企業法第3条の経営の基本原則を引用しております。第2項及び第3項では、本町の公共下水道事業や農業集落排水事業計画で定められている処理区域等の規模を規定しております。

第4条では、重要な資産である一定額以上の動産、不動産や一定面積以上の土地を取得する、または処分する場合は予算で定めなければならないとする規定で、地方公営企業法施行令により定められているそれぞれの数値を採用しております。

第5条につきましては、町長が、職員の与えた損害が避けることのできない事故、その他やむを得ない事情によるものであることの、証明を相当と認めるときに、議会の同意を得ることなく賠償責任についての免除を弾力的に行われるよう、その許容額をあらかじめ定めるもので、賠償額が5万円以上の場合には議会の同意が必要であると規定するものでございます。地方自治法で定められている規定より引用したものであり、金額については上水道事業の設置に関する条例と整合性を取らせていただいております。

第6条につきましては、負担付の寄附または贈与の受領や、町の義務に属さない損害賠償額の決定について、議会の議決を要しない許容額等を規定するものでございます。地方自治法で定められている規定より引用したものであり、金額につきましては第5条と同様、上水道事業の設置に関する条例と整合性を取らせていただいております。

第7条の業務状況の説明書類の作成につきましては、公営企業の業務状況を説明する書類を最低、年度2回作成することが義務づけられており、その内容を定めるものでございます。第1項では対象の期間、第2項では説明する書類の内容、第3項では天災とやむを得ない事由の場合の作成期限を定めるものでございます。

最後の附則について、でございますが、第1項では、施行の期日を規定しております。施行期日は令和6年4月1日でございます。

第2項及び第3項では、本条例の制定に伴い、永平寺町下水道事業基金条例及び農業集落排水事業基金条例の廃止並び、に永平寺町特別会計条例を一部改正する必要がございます。廃止及び一部改正理由が今回の条例制定に伴うものである

ため、附則において廃止及び一部改正することを定めるものでございます。

第4項及び第5項においては、令和6年4月1日より公営企業会計に移行するための準備が必要となるため、本条例公布後に事業進捗できるよう、経過措置及び準備行為を定めるものでございます。

以上、永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第63号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 時代の要請で企業会計への移行は複式簿記になっていくと、そういう意味では非常に大変な状況が生まれるのかなと思っているところです。

この内容の第4条ですけど、覚えてなくて申し訳ないのですが、不動産の確保については予算で計上してという話ですが、700万円以上で5,000平方メートル以上というのは、これは議会での議決にも関係するのだと思うのですが、700万円と5,000平方メートルが自治体の議決と同じような要件になっているのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） こちらの数値につきましては、地方公営企業法の施行令により、町村の場合は、動産、不動産及び一定面積の土地の取得に関して700万円以上、そして5,000平方メートル以上と定められておりますので、そちらの数値を採用させていただいているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 自治体で議決が必要な不動産の売買というのですか、だと5,000万円以上というのは知っていますし、不動産の購入については売却も含めて5,000平米でしたかね、平方メートルでしたかね。だからそういう関係で見ると、700万と5,000平方メートルというとえらい差があると思っているのですが。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） ただいま地方公営企業法の適用のお話ししました。

自治法関係では、永平寺町の条例によりますと——不動産ですね——財産処分に関しましては、予定額1,000万円以上の不動産または動産の買入れ、売却

い。1,000万円です。土地については面積が1件5,000平米以上となっています。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 公営企業法ってあるのですが、自治体のそれと、例えば農業集落排水事業で確保する不動産についても、ある意味、町の財産ですよ。それに下がるのでちょっといいのかなと思います。要するに1,000万と700万で、企業で定められているのが優先されるのか、自治体の議決案件、町の財産取得、直接ではないにしても、企業会計にしてもそのときに700万と1,000万では差が出てくるというのは、おかしくないのかなとちょっと思ったのですが、いいっていうのならいいのですけど。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 適用する法律が異なります。地方自治法に基づくものと、さっき言いましたように公営企業法を適用する、いわゆる来年、6年の4月からは上水道会計と下水道会計、農集会計は公営企業法を適用する会計になるということで、当然公営企業法の適用を受ける、そのほかについては地方自治法の適用を受けるということで、そこに、法律自体に差があるということになるので、それはやむを得ないと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第63号について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第63号の第1審議を終わります。

～日程第10 議案第64号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第10、議案第64号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君） それでは、議案第64号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。

議案書の113ページから117ページをお願いいたします。

今回の改正点は2点ございます。

1点目は、第15条関係、蓄電池設備の基準についての改正でございます。蓄電池設備の多様化や蓄電池容量の大容量化に対応した安全基準になるよう、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、第15条第1項に記載があります規制単位「アンペアアワーセル」から「キロワット時」に変更されます。それに伴い、10キロワット時以下、10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので出火防止措置が講じられたものとして、消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くとされ、20キロワット時を超えるものが規制の対象とされます。

2点目ですが、別表3、厨房設備の離隔距離についてです。今回、木炭を燃料とする固定燃料を使用する、厨房設備の離隔距離に関する基準が新たに定められました。

附則としまして、この条例は令和6年1月1日から施行いたします。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第64号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第64号について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第64号の第1審議を終わります。

- ～日程第11 議案第65号 永平寺町介護認定審査会条例の制定について～
- ～日程第12 議案第66号 永平寺町地域密着型サービス運営委員会条例の制定について～
- ～日程第13 議案第67号 永平寺町民生委員推薦会条例の制定について～
- ～日程第14 議案第68号 永平寺町高齢者虐待防止ネットワーク会議条例の制定について～
- ～日程第15 議案第69号 永平寺町障害者地域自立支援協議会条例の制定について～
- ～日程第16 議案第70号 永平寺町地域ケア推進会議条例の制定について～
- ～日程第17 議案第71号 永平寺町国民健康保険運営協議会条例の制定について～
- ～日程第18 議案第72号 永平寺町環境審議会設置条例の制定について～
- ～日程第19 議案第73号 永平寺町公民館運営審議会設置条例の制定について～
- ～日程第20 議案第74号 永平寺町文化財保護審議会設置条例の制定について～
- ～日程第21 議案第75号 永平寺町図書館協議会設置条例の制定について～
- ～日程第22 議案第76号 永平寺町子ども・子育て会議条例の制定について～
- ～日程第23 議案第77号 永平寺町附属機関整備に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定について～
- ～日程第24 議案第78号 永平寺町附属機関整備に伴う関係条例等を廃止する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第11、議案第65号、永平寺町介護認定審査会条例の制定について、日程第12、議案第66号、永平寺町地域密着型サービス運営委員会条例の制定について、日程第13、議案第67号、永平寺町民生委員推薦会条例の制定について、日程第14、議案第68号、永平寺町高齢者虐待防止ネットワーク会議条例の制定について、日程第15、議案第69号、永平寺町障害者地域自立支援協議会条例の制定について、日程第16、議案第70号、永平寺町地域ケア推進会議条例の制定について、日程第17、議案第71号、永

平寺町国民健康保険運営協議会条例の制定について、日程第18、議案第72号、永平寺町環境審議会設置条例の制定について、日程第19、議案第73号、永平寺町公民館運営審議会設置条例の制定について、日程第20、議案第74号、永平寺町文化財保護審議会設置条例の制定について、日程第21、議案第75号、永平寺町図書館協議会設置条例の制定について、日程第22、議案第76号、永平寺町子ども・子育て会議条例の制定について、日程第23、議案第77号、永平寺町附属機関整備に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定について、日程第24、議案第78号、永平寺町附属機関整備に伴う関係条例等を廃止する条例の制定についてまでの14件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） ただいま一括上程いただきました14の議案について、補足説明をさせていただきます。

議案書118ページをお願いします。

議案第65号、永平寺町介護認定審査会条例の制定につきましては、これまで永平寺町介護保険条例の中で設置規程をされておりましたが、記載のとおり、委員会の運営については施行規則で規定されておりました。今回、永平寺町介護認定審査会条例を制定し、設置及び運営方法についても条例で規定をするものでございます。

120ページをお願いします。

附則の第2項におきまして、新規制定に伴い、既存の介護保険条例の中の認定審査会に係る規定の削除を附則で行うものでございます。

121ページをお願いします。

議案第66号、永平寺町地域密着型サービス運営委員会条例ですが、これまで設置要綱にて定めておりましたが、条例で制定する必要があるため、新規の制定をお願いするものでございます。

123ページをお願いします。

議案第67号、永平寺町民生委員推薦会条例ですが、これまでは規則にて規定していましたが、条例で制定する必要があるため、新規制定をお願いするものでございます。

125ページをお願いします。

議案第68号、永平寺町高齢者虐待防止ネットワーク会議条例でございますが、

これまでは設置要綱にて定めておりましたが、条例で制定する必要があるため、新規で制定をお願いするもでございます。

128ページをお願いします。

議案第69号、永平寺町障害者地域自立支援協議会条例でございますが、これまでは設置要綱にて定めておりましたが、条例で制定する必要があるため、新規で制定をお願いするものです。この条例に関しましては、障害者地域自立支援協議会設置要綱で定めたものと、医療的ケア児支援協議会を併せて条例制定をお願いしております。

131ページをお願いします。

議案第70号、永平寺町地域ケア推進会議条例ですが、これまでは設置要綱にて定めておりましたが、条例で制定する必要があるため、新規制定をお願いするものでございます。

134ページをお願いします。

議案第71号、永平寺町国民健康保険運営協議会条例でございますが、これまでは永平寺町国民健康保険条例で設置規程をされており、委員会の運営については同施行規則で規定されておりました。今回、永平寺町国民健康保険運営協議会条例を制定し、設置及び運営方法についても条例内で規定をお願いするものでございます。

136ページをお願いします。

附則第2項におきまして、新規制定に伴い、既存の国民健康保険条例の中の運営協議会に係る規定の削除をお願いするものでございます。

137ページをお願いします。

議案第72号、永平寺町環境審議会設置条例については、これまで永平寺町環境基本条例の中で設置、運営を規定されておりましたが、今回、永平寺町環境審議会設置条例を制定し、設置及び運営について規定をするものでございます。

138ページをお願いします。

下段、附則第2項におきまして、新規制定に伴い、既存の永平寺町環境基本条例の中の環境審議会に係る規定の削除をお願いするものでございます。

139ページをお願いします。

議案第73号、永平寺町公民館運営審議会設置条例については、これまで永平寺町公民館条例で設置、運営が規定されておりました。今回、永平寺町公民館運営審議会設置条例を制定し、設置及び運営について規定をするものです。この条

例に関しましては、公民館運営審議会と上志比文化会館運営審議会を併せて条例で制定をお願いするものでございます。

140ページをお願いします。

下段、附則第2項において既存の永平寺町公民館条例の運営審議会に係る規定、第3項において既存の上志比文化会館条例の運営審議会に係る規定の削除をお願いするものでございます。

142ページをお願いします。

議案第74号、永平寺町文化財保護審議会設置条例については、これまで永平寺町文化財保護条例で設置、運営について規定しておりましたが、今回、永平寺町文化財保護審議会設置条例を制定し、設置及び運営について規定をお願いするものでございます。

143ページをお願いします。

下段、附則第2項において、既存の永平寺町文化財保護条例の中の保護審議会に係る規定の削除をお願いするものでございます。

144ページをお願いします。

議案第75号、永平寺町図書館協議会設置条例につきましては、これまで永平寺町立図書館条例で設置について規定されておりましたが、今回、永平寺町図書館協議会設置条例を制定し、設置及び運営について規定をするものでございます。

145ページをお願いします。

下段、附則第2項において、既存の永平寺町立図書館条例の中の図書館協議会に係る規定の削除をお願いするものでございます。

146ページをお願いします。

議案第76号、永平寺町子ども・子育て会議条例については、これまで設置要綱にて定めておりましたが、条例で制定する必要があるため、新規で制定をお願いするものでございます。

148ページをお願いします。

議案第77号、永平寺町附属機関整備に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定について、まず158ページまでをお願いします。

中段の表でございますが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、常に設置する、常設する機関として介護保険運営協議会から159ページの食育地産地消推進委員会までの13機関にて規定をするものでございます。

159ページ中段以降の表につきましては、地方自治法138条の4第3項の

規定に基づき、必要に応じて設置する機関として予防接種健康被害等調査委員会から160ページ、永平寺町チャレンジ企業支援事業審査委員会までの12機関について規定をするものでございます。

160ページをお願いします。

下段、第3条では、類型化による附属機関についてを新規で規定することとし、類型化に該当する附属機関は第1号から第6号に規定するものとしております。類型化による附属機関はごく特定の目的であり、単発の期間であることから、類型化として設置をすることとしています。

すみません。148ページにお戻りをお願いします。

第1条、永平寺町防災会議条例の一部改正、149ページ下段、第2条、永平寺町水防協議会条例の一部改正、151ページ、第3条、永平寺町社会教育委員条例の一部改正、152ページ中段、第4条、永平寺町スポーツ推進審議会条例の一部改正、この4つの改正につきましては、既存条例での設置、運営についての部分を追加で規定を行うものでございます。

153ページをお願いします。

中段、第5条、永平寺町介護保険条例の一部改正は、附属機関条例で第2条介護保険運営協議会を規定するため、既存条例からの運営協議会の部分を削除するものでございます。

下段、第6条、永平寺町都市計画審議会条例の一部改正、154ページの下段、第7条、永平寺町障害支援区分判定審査会に関する条例の一部改正、155ページの下段、第8条、永平寺町国民保護協議会条例の一部改正につきましては、既存条例に設置、運営についての規定を追加で行うものでございます。

156ページをお願いします。

中段、第9条、永平寺町景観条例の一部改正につきましては、附属機関条例で第2条景観審議会を規定するため、既存条例からの審議会部分の規定の削除を行い、第10条では、関連する永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例規定の引用部分の改正を行うものでございます。

下段の第11条、永平寺町行政不服審査会条例の一部改正につきましては、既存条例に設置、運営についての追加規定をお願いするものでございます。

162ページをお願いします。

今回の条例整備において、都市交通安全委員会、振興計画審議会、指定管理者評価委員会を附属機関条例にて規定することに伴い、既存の3つの条例の廃止を

行うものでございます。

この条例整備によって46機関の附属機関を条例で整備することになりますので、よろしくお願ひします。

以上で補足説明を終わります。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第65号から議案第78号までについて、一括して第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第65号から議案第78号までについて、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第65号から議案第78号までの第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時42分 休憩）

（午前11時42分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日12月8日から12月12日までを休会といたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、明日12月8日から12月12日までを休会といたします。

12月13日は午前10時より本会議を開催しますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

12月11日は午前9時より総務産業建設常任委員会、午後1時より教育民生常任委員会を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午前11時44分 散会)